

告示

埼玉県告示第八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 五三一号	加工家きん ふん肥料	千成加工家きん ふん肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七百 五十三番地一
埼玉県第 六三五号	なたね油か す及びその 粉末	粒状菜種油粕	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡 瀬二百二十二番地
埼玉県第 六三四号	消石灰	アグリ65	アルカリ分 六十五・〇	秩父石灰工業株式会社 東京都中央区新川一丁 目八番六号